

会 議 録

- ・ 会議の名称 令和7年度 第1回 富士川町成年後見制度利用促進協議会
- ・ 会議日時 令和8年2月10日（火）午後2時から午後3時
- ・ 開催場所 富士川役場2階会議室
- ・ 出席者 委員6名（欠席者1名） 事務局7名 傍聴者0名
- ・ 運営協議会内容
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事
 - （1）令和7年度富士川町の成年後見制度中核機関等の取組状況
 - （2）市民後見人養成講座の報告
 - （3）事例報告（高齢者事例）
 - （4）来年度の予定について
 - 4 その他
 - 5 閉会
- ・ 発言の内容
議事
 - （1）から（4）について
資料に基づき事務局より説明

A 委員 : 市民後見人養成講座について質問です。
今後活動が見込まれる方が3名とのことですが、その3名の方の年齢層を大まかでよいのでお伺いしたいです。

事務局 B : 60歳代から70歳代前半の方です。

C 委員 : 事例報告の方について質問です。事例の方はご家族が比較的協力的に思えますが、後見人を検討するに至った経緯はどういう形であったのか伺いたいです。

事務局 D : 事例報告の中では、お伝えしきれなかった部分ではありますが、支援をする中で、ご親族の方の協力が得にくいケースであり、検討に至りました。

C 委員 : 併せて、現状富士川町の中で成年後見制度の利用が必要な方は把握

している中で案件としてどのくらいありますか？

C 委員 : 直接住民から相談があることは少ないですが、関係者がケースとして支援している中で、必要性を検討した方がいい方は、中核の定例会の中で、検討しています。今年度、検討したケースは、成年後見制度の利用は「今」出なくてもよい方という判断になっております。

E 委員 : 今後成年後見制度の利用に関しては、まず本人の意思を尊重することが主流になってきています。本人の意思決定支援です。そして、最近の動きとしては、あと2年後に民法が変わって、今後は後見を終わらせる。必要な時に使って後は終了という流れになってきています。金銭管理のみであれば、市民後見人とか地域で支援体制をつくって支援することでいいのではないかと考えています。いずれ、ここ2年で成年後見制度が動いてくる中で、権利擁護体制をどう作っていくのかは非常に重要な課題になると思います。

F 委員 : 成年後見制度の利用促進は必要な時に必要に応じて必要な人に促進をしていこうというものであり、様々な支援がある中で、その方にとって必要な部分をサポートするものです。その中でも、最近の事案の中では、身寄りのない方はとても多い印象があります。

後見人制度も、後見人をつけたら終了ではなく、後見人も支援者の一人として、支援者のサポートをする。チーム支援でみんなで連携してサポートしていくというイメージで支援していくのが良いと思います。

G 委員 : 障害の関係でも、相談を受ける中で、同様の課題はあると感じています。家族はいるけれども県外であったり、支援が難しいというケースはあります。センターの職員だけは解決が難しい部分もあります。施設の方や基幹センターと一緒に支援しています。

H 委員 : 消費生活相談窓口の担当として今まで受けてきた相談には、制度を利用していれば、被害に合わなくて済んだであろう方もいました。特に障害の方に多いです。インターネットの普及やその利用によるものも多い印象があります。相談員の立場からは、事後の相談も必要ですが、未然防止、見守りネットワークの構築も必要と考えております。

F 委員 : 今後、消費者相談窓口が遠方になる等、アクセスの面で不便が生じることがあれば、収入の少ない方は、法テラスでの相談や、出張相談もありますので、一度、法テラス山梨に電話を入れて相談されるのも良いと思います。収入がある方に関しては、山梨県弁護士会で有償の出張相談や電話相談もありますので活用ください。

その他

事務局 D : 協議会委員について、2年任期となっております。来年度以降の委員につきましても、改めて相談させていただきたいと思っております。